

高齢者施設等の職員等への集中的検査

秋田県

1

検査の目的

高齢者施設等における感染状況を早期に把握し、必要な感染防止対策を的確に実施するため。

検査の対象者

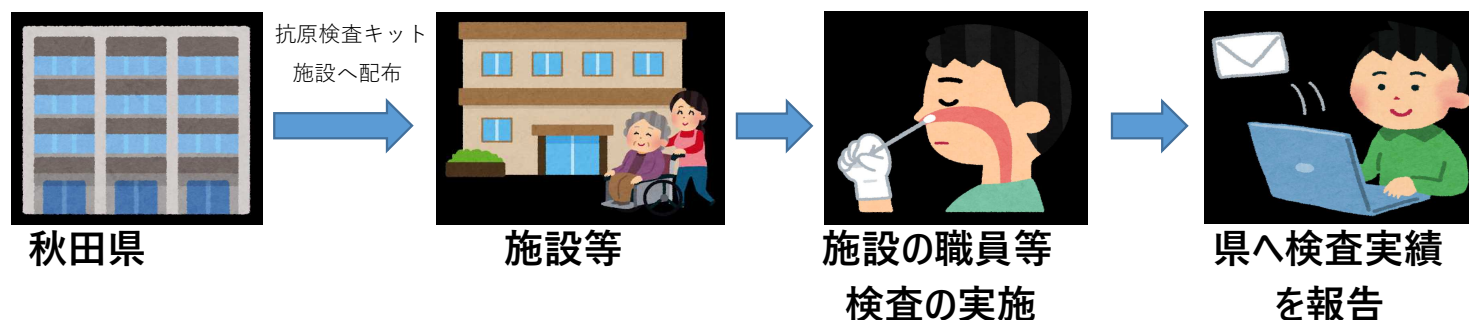
- ・高齢者施設等に従事する全ての職員
 - ・新規入所者
 - ・発熱、咳、喉の痛み、その他体調不良等の症状のある既入所者等
- ※濃厚接触による自宅待機職員がいる場合、待機期間の早期解除のため本検査を実施することも可能です。

検査の実施時期

- ・県が配布する抗原定性検査キットが各施設等に到着後、当面の間。
(終了時期は別途通知します)

2

実施内容



抗原定性検査キットの使用実績報告

検査を実施した場合は、検査期間（毎週日曜から土曜日）ごとに、検査結果（検査件数、陽性件数等）を翌週火曜日までに「秋田県電子申請・届出サービス（https://s-kantan.jp/pref-akita-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=3626）」より報告をお願いします。

3

実施方法

- ①検査実施前に、配置医師や連携医療機関等との連携により、陽性判定時に速やかに相談等ができる体制を確保しておきます。
- ②検査は、医療従事者（看護師等）又は、あらかじめ検査に関する研修を受けた職員（検査実施管理者）の管理下で行い、検査結果の読み取りも行います。

※【濃厚接触による自宅待機職員が本検査を行う場合】

- ・各種SNSアプリ等を活用して、オンライン上で検査管理者が「検体採取の立ち会い」・「検査結果の読み取り」を行うことでも実施可能です。

4

- ③検査実施管理者になるには「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」と使用する抗原定性検査キットの添付文書等の内容を理解し、「理解度確認テスト」を学習することが要件です。

医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html

- ④検査結果が陽性だった場合は、配置医師や連携医療機関等に相談し、確定診断を受けてください。

※やむを得ない事情がある場合は、秋田県新型コロナウイルス感染症検査キット配布・陽性者登録センターに登録申請し、医師の診断を受けることも可能です。

5

使用済み抗原定性検査キットの廃棄について

- ・施設が使用済み抗原定性検査キットを廃棄する際には、契約を締結している産業廃棄物回収業者に取り扱いを確認した上で、廃棄してください。
- ・自宅待機職員等が家庭から廃棄する際には、使用后すぐビニール袋に入れて密封して廃棄してください。
- ・緩衝液にはアジ化ナトリウムが含まれているため、廃棄の際には配水管に残留しないよう十分な量の水で希釈し洗い流してください。

6

本検査に関するお問い合わせ

- ・ご不明な点がある場合には、別途お知らせするQ&Aをご活用ください。
- ・Q&Aをご確認いただいても解決しない場合には、以下の問い合わせ先まで、ご連絡ください。
※ご質問は、なるべく法人でとりまとめて、メールでお問い合わせください。

秋田県長寿社会課 介護保険班 018-860-1363

Chouju@pref.akita.lg.jp

秋田県障害福祉課 地域生活支援班 018-860-1332

Shoufuku@pref.akita.lg.jp

秋田県地域・家庭福祉課 家庭福祉班 018-860-1344

Chifuku@pref.akita.lg.jp